

## 選挙規程

### 第1章【目的】

#### 第1条

この規程は、ブラジル日本文化福祉協会（文協）の評議員会、理事会及び監査役会の選挙に関する定款規定を補足し、投票者及び候補者の完全な権利の行使と選挙の円滑な実施を図るものとする。（定款第66条）

### 第2章【選挙管理委員会】

#### 第2条

定款による各選挙につき、その手続きの組織及び遂行の為に選挙管理委員会を設置する。

第1項 選挙管理委員会は予定されている選挙に立候補しない、7名の道義的評価の高い自然人によって構成されるが、欠員が生じた場合に備え5名までの委員補をおく事ができる。

第2項 委員及び委員補は、評議員会長の決定によって任命される。（定款第23条、第1項）

第3項 評議員会終身会員は選挙管理委員として義務的に招集され、正当な理由がない限り拒否する事はできない。

第4項 評議員会長は、理由を明らかにした決定によって、委員及び委員補を代える事ができる。

#### 第3条

任命された委員は評議員会長が招集する会議において、選挙管理委員長、副委員長2名、書記1名、書記補佐2名が出席者の多数票によって選出される。

単項 会議については議事録が作成され、文協事務局に保管される。

#### 第4条

定款の規定並びに適用法規を踏まえ、選挙管理委員会は選挙手続きの実施に完全な自治権を有し、選挙過程においても必要に応じて会長の非公式な招集により随時会合することができる。

#### 第5条

選挙委員会の権限は下記のとおりとする。

- 1) 選挙全過程の組織と進行をつかさどる。
  - 2) 文協の選挙規程について会員の指導を行う。委員会の権限内において必要な説明書、連絡案内書を発行する。
  - 3) 選挙進行中の何れの過程においても、提起された問題について、説明、解明及び決定を行う。
  - 4) 候補者、連記名簿代表者又は文協運営機関の質問に答える。
  - 5) 評議員会選挙への立候補届出、並びに理事会及び監査役会選挙への候補者連記名簿を受付ける。
  - 6) 定款及び本規程に照らし、提出された立候補届出及び候補者連記名簿の適性を審査し、不適合の場合その矯正を要求し、また規定上の必要条件を満たさないものについては、それを却下する。
  - 7) 選挙実務を企画し円滑な進行に必要な会場の整備、並びに投票用紙、投票箱その他の必要品、補助人員の確保などについて事務局に対し協力を要請する。
  - 8) 総会及び評議員会に於ける投票に際し、提出された委任状並びに法人会員代表者の指名書類の適法性を確認する。
  - 9) 開票を行い、票の有効性を判定し、票を計算・集計し、当選者の宣言を行う議長の指示に従ってその結果を報告する。
  - 10) 選挙に関し、重大問題と見なされる案件をその所属性によって、総会又は評議員会に報告しその議決に委ねる。
  - 11) 選挙委員会の権限の範囲内に於いてのみ報道機関に通達する。
  - 12) 選挙過程の終了を宣言する。
- 第1項 選挙管理委員会は常に口頭又は文書によって委員長を通じて表明するが、プライバシーの侵害或いは機密漏洩の危険が伴うと判断した場合は、発言を控える事ができる。
- 第2項 選挙管理委員会は、会議の簡約議事録を作成す

る。作成された議事録は評議員会長を経て文協事務局に保管される。

第3項 定款及び規程の要件を満たさない候補者又は連記名簿の届出を却下する行為を除いて、選挙管理委員会の行為は不服申立の対象とならない。

第4項 前項にいう選挙管理委員会の却下行為に対する不服申立は選挙管理委員長宛てに提出され、主務機関の長に上程され、その次回初会議において審議される。

d) 既に評議員であるか、又は評議員を努めたことがある者、又は

e) 文協に会員としての籍を少なくとも3年有し、日系社会に多大な貢献をした社会的名声の高い団体の推薦がある者。(定款第7条、第4項)

単項 上記各号で定められた期間は、会員が立候補しようとする選挙の日に対して計算される。(定款第7条、第5項)

## 第3章【会員の選挙資格】

### 第6条

会員は、選挙日15日前までに前年度までの会費を完納していなければ投票することができない。(定款第7条、第2項)

単項 何れかの選挙に立候補しようとする会員は、立候補を届け出す時点でこの要件を満たしていなければならない。(定款第7条、第2項)

### 第7条

法人会員は、会社定款、議事録、信任状、委任状などで資格が証明された者によって代理されるが、それら書類は会議当初に選挙管理委員会へ提出されるものとする。但し、郵便投票の場合は、投票用紙にそれら書類を添えなければならない。

### 第8条

一人の会員は、同じ選挙に於いて複数の役職に立候補する事は出来ない。

## 第4章【評議員選挙】

### 第9条

任期を4年とする評議員の半数を改選する評議員選挙として、正評議員50人及びその評議員補25人を選出する。(定款第22条、第一項)

### 第10条

会員は、次の条件を満たさなければ評議員会へ立候補できない。

- a) 文協に会員としての籍を少なくとも3年有し、5名以上の会員の推薦がある者、又は
- b) 理事として2年以上つとめた者、又は
- c) 監査役として2年以上つとめた者、又は

### 第11条

評議員の選挙は、連記名簿とは関係なく直接選挙によって行われる。(定款第23条)

### 第12条

評議員選挙に立候補を希望する会員は、必要書類を添えて選挙管理委員長宛てに、評議員会長が設定した期限内に文書を以って立候補を届出なければならない。選挙管理委員会で届出が受理された者を立候補者として認める。

第1項 立候補の届出並びに要件具備の審査を簡素化する為、特定書式を採用して、これを総会招集通知と共に会員に配布する。

第2項 届出は文協事務局へ提出されなければならないが、特定書式で要求する内容と期限を守り、SEDEX、FAX又はe-mailで届出を行うこともできる。

### 第13条

選挙管理委員会は、承認された候補者のリストを作成し、会員に知らせる為に文協本部の見やすい場所に掲示するとともに承認された候補者全員の名前を列記した単一投票用紙を作成させる。

第1項 投票用紙には候補者の名前をアルファベット順で記載し、その横に投票を示すための枠を設け、更に用紙の真正を確認する印を付ける。

第2項 投票用紙は、選挙権を有する会員へ投票の手段として、文協会員名簿に記載された住所宛てに送付される。用紙と共に投票の要領及び期限についての説明書と、返信用の郵便料免除の封筒も同封する。

### 第14条

会員に、郵便による投票を優先的に行うよう奨励する。郵便投票を行う会員は、送付された封筒に投票用紙を入れて、発信者としての氏名と住所を記入し、文協宛に投函する。但し、同封筒を文協事務局へ持参して届けることもできる。

第1項 この方式の投票は、選挙が行われる総会の前日17時30分までに到着したものに限り有効票とする。

第2項 文協事務局に、郵便投票会員の名前並び通信の到着日・時を管理するための受付け業務を設ける。

第3項 郵便投票を行わなかった会員は、総会当日に招集通知に記載された時間内に投票する事ができる。その場合、総会受付で出席を記録し、投票の意思を告げる。当該会員は総会会場の外に設置された投票受付へ案内され、そこで投票した後でなければ総会に参加できない。

### 第15条

会員は、投票用紙に署名又は名前の記入をしてはならない。また、定員を上回る数を投票してもならない。この場合、投票は無効となる。

### 第16条

開票は選挙管理委員会によって総会進行中に行われる。

第1項 選挙管理委員会は開票の為に開票台複数を設置し、それに必要な器具及び人員を文協事務局に要請することができる。

第2項 開票は公開で行い、出席会員は開票を見届ける事ができるが立入ってはならない。

第3項 開票が終り、各候補者が獲得した有効票の集計が終了し、疑問又は異議の申立てがあれば、これらが解決された後において結果が発表される。

### 第17条

得票同数の場合、文協会員在籍の長い候補者を優先する。尚この事態が継続した場合、自然人であれば年長者、法人会員であれば総会開催年に先立つ過去4年において文協への財政的協力が最も大きい会員を優先する。

## 第5章【理事選挙】

### 第18条

理事に選任される為には、文協に会員としての籍を少なくとも1年有し、定款の規定に基づいた権利を完全に享受し、道義的に相応しく、能力が認められた者でなければならない。

単項 法人会員の場合、総会日現在においてその法的代理人であるものに被選挙権がある。

### 第19条

評議員会によって、会長、第1、第2、第3、第4、第5、第6及び第7副会長、専任理事及び会計専任理事を選挙する。それ以外の理事は、選出された理事会会長と評議員会会長とが合同会議において指名し、議事録を作成して指名の証とする。

### 第20条

選挙による理事の選出は候補者連記名簿によって行う。夫々の連記名簿は3部作成され、候補者に署名され、選挙の10日前までに文協事務局に受領書と引替えに提出されなければならない。

### 第21条

候補者連記名簿は、選挙によって補充すべき役職のすべてに候補者を指名して提出されなければならない。

### 第22条

各連記名簿の署名者は、代表者を指名し、更に連記名簿を識別する名称を定め、それを連記名簿又は別紙に記載して届出なければならない。

第1項 連記名簿の代表者は、選挙過程全般にわたりその役職を勤める。

第2項 提出された候補者連記名簿に代表者の名前、又は、識別のための名称がない場合、選挙管理委員会は、その裁量で連記名簿の代表者並びに識別名称を定める事ができる。

### 第23条

文協事務局は、候補者連記名簿を受領するに当たり、提出者が用意した連記名簿の第4部又は、コピーに捺印と日付を記入したものを受領書とし交付し、連記名簿の一部を選挙管理委員会に直ちに届ける。

### 第24条

選挙管理委員会は候補者連記名簿を受取ると、その定款及びこの規程への適合性を審査して、24時間以内に受理又は却下を言い渡す。

第1項 第8条の場合を含め、不適な点が矯正余地ありと判断した場合、選挙管理委員会は連記名簿の代表者を召喚して矯正させる。

第2項 選挙管理委員会は、適当な又は前項により訂正された連記名簿の受理を宣言し、文協本部の見易い場所に掲示させる。

## 第25条

選挙管理委員会から連記名簿の届出を却下された場合、これに署名した何れの候補者も、通常評議員会会議に不服申立てをする事ができる。その為には、通常会議の2日前までに文協事務局に不服申立書を提出しなければならない。

## 第26条

候補者連記名簿の届出がなかった場合、通常評議員会会議において役職毎に候補者を指名し、連記名簿を作成せずに単記投票制度で選挙を行う。

## 第27条

通常評議員会会議に於いて選挙管理委員会は、同委員会が連記名簿の届出を却下した行為に対する不服申立があるときは、それについて報告する。

## 第28条

各連記名簿の代表者に3分間、全員合計30分の発言を認める。不服申立はその後判定に付される。

単項 不服申立が認容された場合、選挙管理委員会は当該連記名簿を直ちに受理済み連記名簿として処理しなければならない。

## 第29条

投票は、招集状に指定された時間内に、選挙管理委員会が用意した投票用紙及び投票箱を利用して、無記名方式で行われる。

## 第30条

選挙管理委員会は投票者の身分を確認し、投票のしかたについて指導して投票させる。

## 第31条

投票時間が終了した時点で選挙管理委員会は投票終了を宣言し、開票を行い、結果を報告する。

## 第32条

単純多数を得た候補者連記名簿が当選したと見なされる。単純多数とは、白紙票を除いた有効票の過半数に達した多数を言う。当選となった候補者連記名簿がない場合、30日以内に第2次選挙を行う。(定款第31条第4項)

## 第33条

選挙を主宰する議長が当選連記名簿を宣言し、就任させる。

## 第6章【監査役の選挙】

### 第34条

監査役の選挙は、理事選挙を行う評議員会において候補者連記名簿によって行う。

### 第35条

監査役候補者連記名簿は理事候補者連記名簿とともに提出する事ができる。

### 第36条

監査役の選挙には理事選挙の規定を準用し、議長が当選者を宣告して就任させる。

## 第7章【総則】

### 第37条

総会並びに評議員会において、各出席者は委任状によって2名までを代理することができる。

単項 委任状には受任者の氏名が明記されていて、委任者の署名のほかにその身分証明書の番号が記載されていなければならない。

### 第38条

委任状並びに法人会員の代理人指名書類は、その適合性を確認する為、予め総会又は評議員会の受付に提出され、その後議長に届けられる。

### 第39条

本規程の、定款に反する条項は無効で、如何なる効果も発しない。

### 第40条

本規定の脱漏事項は、評議員会役員によって解決される。

### 第41条

文協の理事及び評議員会役員は、必要なすべての面において選挙管理委員会を支援する。なお、理事会は、同委員会が要請したすべての機器什器及び人員を提供するよう事務局に指示するものとする。

以上

(2008年12月22日、評議員会役員会の制定による)